

資料

平成 29 年第 1 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 1 号	藤井寺市個人情報保護条例及び藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	3
議案第 3 号	市税条例等の一部改正について	
	市税条例の一部改正案（第 1 条関係）	4
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第 2 条関係）	5
議案第 4 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	
	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	28
	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	29
	(附則改正)	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第 2 条関係）	30
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第 3 条関係）	31
議案第 5 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案	32
議案第 6 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案	33
議案第 7 号	職員の旅費に関する条例の一部改正について	
	職員の旅費に関する条例の一部改正案	44
	(附則改正)	
	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案（附則第 3 項関係）	52
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第 4 項関係）	53
議案第 8 号	市営火葬場条例の一部改正について	
	市営火葬場条例の一部改正案	54
議案第 9 号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	
	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案	56
議案第 10 号	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正案	60

議案第 11 号 藤井寺市空家等対策協議会条例の制定について

(附則改正)

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案 (附則第 2 条関係) 61

議案第 1 号

藤井寺市個人情報保護条例及び藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○藤井寺市個人情報保護条例（平成 11 年藤井寺市条例第 2 号） 新旧対照表

（第 1 条関係）

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）～（8）（略）	（1）～（8）（略）
（9） 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。	（9） 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。
（10）（略）	（10）（略）
（保有個人情報の提供先への通知）	（保有個人情報の提供先への通知）
第 21 条の 2 （略）	第 21 条の 2 （略）
2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞	2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

改正後	改正前
なく、その旨を書面により通知するものとする。	
(特定個人情報の利用停止請求権)	
<p>第22条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>第22条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号） 新旧対照表
(第2条関係)

改正後	改正前
(趣旨) <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
(特定個人情報の提供) <p>第5条 法<u>第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	(特定個人情報の提供) <p>第5条 法<u>第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>
2 (略)	2 (略)

議案第 3 号

市税条例等の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
(第1条関係)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第22号）新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前
<u>(市税条例の一部改正)</u>	<u>(市税条例の一部改正)</u>
<p>第1条 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第3号中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p>	<p>第1条 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第10条各号列記以外の部分中「第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、<u>「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改め、同条第3号中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、<u>「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。</u></u></u></p> <p>(5) 第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p><u>第22条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。</u></p>

改正後	改正前
<p>第35条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「において」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。</p>	<p>第35条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「において」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。</p>
<p>4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの</p>	<p>(1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p>

改正後	改正前
<p>期間</p> <p>第44条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限</p>	<p>第44条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）に</p>

改正後	改正前
<p>る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>	<p>よるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>
<p>第45条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。</p>	<p>第45条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。</p>
<p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた</p>	<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた</p>

改正後	改正前
<p>日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p>	<p>（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p> <p><u>第80条第1項及び第2項を次のように改める。</u></p> <p><u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u></p> <p><u>第81条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9とし、第80条の次に次の8条を加える。</u></p> <p><u>（軽自動車税のみなす課税）</u></p> <p><u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さ</u></p>

改正後	改正前
	<p>ない。</p> <p>(環境性能割の課税標準)</p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>(環境性能割の徴収の方法)</p> <p><u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p><u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p>
	<p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第89条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p>
	<p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p><u>第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。</u></p> <p><u>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>ア 軽自動車</u></p> <p>(ア) <u>2輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3,600円</u></p> <p>(イ) <u>3輪のもの 年額 3,900円</u></p> <p><u>(ウ) 4輪以上のもの</u></p> <p><u>a 乗用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 6,900円</u></p> <p><u>自家用 年額 10,800円</u></p> <p><u>b 貨物用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 3,800円</u></p> <p><u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u></p> <p>(ア) <u>農耕作業用のもの 年額 2,400円</u></p> <p><u>(イ) その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p><u>第83条 (見出しを含む。) 及び第85条 (見出しを含む。) 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u></p>

改正後	改正前
	<u>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u>
	<u>第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u>
	<u>第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u>
	<u>第90条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第81条第2号」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u>
<p>附則第3条の2の次に次の1条を加える。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>附則第3条の2の次に次の1条を加える。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>
	<p><u>附則第7条の3の次に次の5条を加える。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p>

改正後	改正前									
	<p><u>第7条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p>									
	<p><u>第7条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p>									
	<p><u>第7条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)</u></p>									
	<p><u>第7条の7 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴收取扱費として大阪府に交付する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p>									
	<p><u>第7条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第1号</td><td style="padding: 5px;">100分の1</td><td style="padding: 5px;">100分の0.5</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2号</td><td style="padding: 5px;">100分の2</td><td style="padding: 5px;">100分の1</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第3号</td><td style="padding: 5px;">100分の3</td><td style="padding: 5px;">100分の2</td></tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

改正後	改正前												
<p>附則第8条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</p>	<p>2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>附則第8条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同條第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="1156 1222 2100 1413"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(イ) a</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(イ) b</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(イ) a	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円	第2号ア(イ) b	3,800円	4,500円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円											
第2号ア(イ) a	6,900円	8,200円											
	10,800円	12,900円											
第2号ア(イ) b	3,800円	4,500円											

改正後	改正前	
	5,000円	6,000円
<u>附則第8条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</u>		
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(イ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(イ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円
<u>附則第8条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</u>		
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(イ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(イ) b	3,800円	1,900円

改正後	改正前	
	5,000円	2,500円
<u>附則第8条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</u>		
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(イ) a	6,900円 10,800円	5,200円 8,100円
第2号ア(イ) b	3,800円 5,000円	2,900円 3,800円

第1条の2 市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める。

第22条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

改正後	改正前
<p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p>	
<p><u>第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u></p>	
<p><u>第81条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9とし、第80条の次に次の8条を加える。</u></p>	
<p><u>（軽自動車税のみなす課税）</u></p>	
<p><u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	
<p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	
<p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>	
<p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>	
<p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u></p>	
<p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p>	
<p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p>	
<p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p>	
<p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>は第89条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p>	
<p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p>	
<p><u>第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。</u></p>	
<p><u>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</u></p> <p><u>ア 軽自動車</u></p> <p><u>(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</u></p> <p><u>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</u></p> <p><u>(ウ) 4輪以上のもの</u></p> <p><u>a 乗用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 6,900円</u></p> <p><u>自家用 年額 10,800円</u></p> <p><u>b 貨物用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 3,800円</u></p> <p><u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u></p>	

改正後	改正前
<p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p>	
<p><u>第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p>	
<p><u>第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u></p>	
<p><u>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u></p>	
<p><u>第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p>	
<p><u>第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p>	
<p><u>第90条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第81条第2号」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p>	
<p><u>附則第7条の3の次に次の5条を加える。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p>	

改正後	改正前									
<p><u>第7条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p>										
<p><u>第7条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p>										
<p><u>第7条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)</u></p>										
<p><u>第7条の7 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴收取扱費として大阪府に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p>										
<p><u>第7条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第1号</td><td style="padding: 5px;">100分の1</td><td style="padding: 5px;">100分の0.5</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2号</td><td style="padding: 5px;">100分の2</td><td style="padding: 5px;">100分の1</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第3号</td><td style="padding: 5px;">100分の3</td><td style="padding: 5px;">100分の2</td></tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

改正後	改正前															
<p><u>2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p><u>附則第8条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第2号ア(イ)</td><td style="padding: 5px;">3,900円</td><td style="padding: 5px;">4,600円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2号ア(イ) a</td><td style="padding: 5px;">6,900円</td><td style="padding: 5px;">8,200円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td><td style="padding: 5px;">10,800円</td><td style="padding: 5px;">12,900円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2号ア(イ) b</td><td style="padding: 5px;">3,800円</td><td style="padding: 5px;">4,500円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td><td style="padding: 5px;">5,000円</td><td style="padding: 5px;">6,000円</td></tr> </table> <p><u>附則第8条第2項から第4項までを削る。</u></p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(イ) a	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円	第2号ア(イ) b	3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円														
第2号ア(イ) a	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
第2号ア(イ) b	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														
附 則	附 則															
(施行期日)	(施行期日)															
<p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中市税条例附則第8条の改正規定及び附則第2条の3の規定 平成29年4月1日</p>	<p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中市税条例第8条の改正規定、同条例第10条の改正規定（「第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条例第2号中「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分及び同条例第3号中「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。）、同</p>															

改正後	改正前
	<u>条例第22条、第80条及び第81条の改正規定、同条例第80条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第90条までの改正規定並びに同条例附則第7条の3の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第8条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号）附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定（「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第3条の規定 平成29年4月1日</u>
(2) (略)	(2) (略)
(3) <u>第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号）附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定（「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第3条の規定 平成31年10月1日</u>	
<u>(市民税に関する経過措置)</u>	<u>(市民税に関する経過措置)</u>
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>新条例第22条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p><u>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の市税条例（附則第3条において「31年新条例」という。）第22条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条の3 新条例附則第8条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</u></p> <p>第3条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第3号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>4 (略)</p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第1号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成29年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成28年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

議案第 4 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表
(第1条関係)

改正後			改正前		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
(略)					
市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務	市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務
市長	藤井寺市ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会	ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考に関する事務	(略)		
(略)					

○執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表
(第2条関係)

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
(略)					
市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務	市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務
(略)					
市長	藤井寺市ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会	ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考に関する事務	(略)		

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号) 新旧対照表
 (附則第2条関係)

改正後		改正前	
別表第1 (第2条、第4条関係)		別表第1 (第2条、第4条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額 24,000円	学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額 24,000円
ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会委員	日額 9,500円	(略)	
(略)			

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号) 新旧対照表
(附則第3条関係)

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額 24,000円	学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額 24,000円
(略)		ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会委員	日額 9,500円
		(略)	

議案第 5 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号) 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第2条、第4条関係)		別表第1 (第2条、第4条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
水道施設整備事業評価委員会委員	日額 9,500円	水道施設整備事業評価委員会委員	日額 9,500円
小中学校医 (内科)	年額 228,200円 (複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。) 当該年度の5月1日現在における担当児童又は生徒の数に426円を乗じて得た額を加算する。	小中学校医 (内科)	年額 228,200円 (複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。) その担当する児童又は生徒1人につき426円を加算
小中学校医 (歯科、眼科及び耳鼻科)	年額 228,200円 (複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。) 当該年度の5月1日現在における担当児童又は生徒の数に98円を乗じて得た額を加算する。	小中学校医 (歯科、眼科及び耳鼻科)	年額 228,200円 (複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。) その担当する児童又は生徒1人につき98円を加算
(略)		(略)	
青少年指導員	年額 30,000円	青少年指導員	年額 30,000円
社会教育指導員	月額 138,200円	社会教育指導員	月額 138,200円
(略)		(略)	

議案第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後										改正前									
職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	
		号給	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
再任用以外の職員	1	407,300	361,800	317,700	287,100	261,100	227,900	191,700	141,600	再任用以外の職員	1	407,300	361,800	317,700	287,100	261,100	227,900	191,700	141,600
	2	409,700	364,400	319,900	289,300	263,000	229,500	193,500	142,700		2	409,700	364,400	319,900	289,300	263,000	229,500	193,500	142,700
	3	412,200	366,900	322,200	291,600	264,800	231,000	195,300	143,900		3	412,200	366,900	322,200	291,600	264,800	231,000	195,300	143,900
	4	414,600	369,500	324,400	293,700	266,900	232,600	197,100	145,000		4	414,600	369,500	324,400	293,700	266,900	232,600	197,100	145,000
	5	416,500	371,500	326,600	295,700	268,700	234,100	198,700	146,100		5	416,500	371,500	326,600	295,700	268,700	234,100	198,700	146,100
	6	418,800	374,000	328,600	298,000	270,600	235,800	200,500	147,200		6	418,800	374,000	328,600	298,000	270,600	235,800	200,500	147,200
	7	420,900	376,300	330,800	300,300	272,500	237,300	202,300	148,300		7	420,900	376,300	330,800	300,300	272,500	237,300	202,300	148,300
	8	423,100	378,800	333,000	302,500	274,600	238,900	204,100	149,400		8	423,100	378,800	333,000	302,500	274,600	238,900	204,100	149,400
	9	425,100	381,300	335,100	304,600	276,700	240,300	205,800	150,500		9	425,100	381,300	335,100	304,600	276,700	240,300	205,800	150,500
	10	427,200	384,000	337,300	306,900	278,700	241,800	207,600	151,900		10	427,200	384,000	337,300	306,900	278,700	241,800	207,600	151,900
	11	429,300	386,600	339,400	309,100	280,800	243,400	209,400	153,200		11	429,300	386,600	339,400	309,100	280,800	243,400	209,400	153,200
	12	431,400	389,300	341,600	311,400	282,800	244,800	211,200	154,500		12	431,400	389,300	341,600	311,400	282,800	244,800	211,200	154,500
	13	433,100	391,700	343,500	313,500	284,800	246,300	212,600	155,800		13	433,100	391,700	343,500	313,500	284,800	246,300	212,600	155,800

14	434,900	394,000	345,500	315,600	286,900	247,800	214,400	157,300			14	434,900	394,000	345,500	315,600	286,900	247,800	214,400	157,300
15	436,900	396,200	347,600	317,800	288,900	249,100	216,100	158,800			15	436,900	396,200	347,600	317,800	288,900	249,100	216,100	158,800
16	438,900	398,600	349,600	319,900	290,900	250,500	217,900	160,400			16	438,900	398,600	349,600	319,900	290,900	250,500	217,900	160,400
17	440,800	400,400	351,400	322,000	292,900	252,000	219,600	161,700			17	440,800	400,400	351,400	322,000	292,900	252,000	219,600	161,700
18	442,600	402,400	353,400	324,000	294,900	253,700	221,300	163,200			18	442,600	402,400	353,400	324,000	294,900	253,700	221,300	163,200
19	444,400	404,300	355,200	326,100	297,000	255,400	222,900	164,700			19	444,400	404,300	355,200	326,100	297,000	255,400	222,900	164,700
20	446,100	406,100	357,100	328,100	299,000	257,200	224,500	166,200			20	446,100	406,100	357,100	328,100	299,000	257,200	224,500	166,200
21	447,900	408,000	359,100	330,000	301,000	258,800	226,000	167,600			21	447,900	408,000	359,100	330,000	301,000	258,800	226,000	167,600
22	449,400	409,800	361,000	332,100	303,100	260,600	227,700	170,300			22	449,400	409,800	361,000	332,100	303,100	260,600	227,700	170,300
23	450,800	411,600	363,000	334,100	305,100	262,300	229,300	172,900			23	450,800	411,600	363,000	334,100	305,100	262,300	229,300	172,900
24	452,300	413,500	364,900	336,200	307,200	264,000	230,900	175,500			24	452,300	413,500	364,900	336,200	307,200	264,000	230,900	175,500
25	453,700	415,300	366,900	337,700	309,000	266,000	232,200	178,200			25	453,700	415,300	366,900	337,700	309,000	266,000	232,200	178,200
26	455,000	416,800	368,800	339,600	311,100	267,900	233,700	179,900			26	455,000	416,800	368,800	339,600	311,100	267,900	233,700	179,900
27	456,300	418,300	370,800	341,500	313,200	269,700	235,100	181,600			27	456,300	418,300	370,800	341,500	313,200	269,700	235,100	181,600
28	457,500	419,900	372,800	343,400	315,200	271,500	236,400	183,300			28	457,500	419,900	372,800	343,400	315,200	271,500	236,400	183,300
29	458,500	421,500	374,300	345,100	317,100	273,200	237,700	184,800			29	458,500	421,500	374,300	345,100	317,100	273,200	237,700	184,800
30	459,200	422,800	376,100	347,000	319,100	275,100	238,900	186,600			30	459,200	422,800	376,100	347,000	319,100	275,100	238,900	186,600
31	460,000	424,100	377,900	348,900	321,200	277,000	239,900	188,400			31	460,000	424,100	377,900	348,900	321,200	277,000	239,900	188,400
32	460,700	425,300	379,500	350,700	323,300	278,700	241,100	190,100			32	460,700	425,300	379,500	350,700	323,300	278,700	241,100	190,100
33	461,400	426,500	381,300	352,600	324,700	280,400	242,400	191,700			33	461,400	426,500	381,300	352,600	324,700	280,400	242,400	191,700
34	462,200	427,800	382,700	354,400	326,700	282,300	243,600	193,200			34	462,200	427,800	382,700	354,400	326,700	282,300	243,600	193,200
35	462,900	429,100	384,200	356,200	328,600	284,100	244,800	194,700			35	462,900	429,100	384,200	356,200	328,600	284,100	244,800	194,700
36	463,500	430,300	385,800	357,900	330,700	286,000	246,100	196,200			36	463,500	430,300	385,800	357,900	330,700	286,000	246,100	196,200
37	464,000	431,500	387,200	359,300	332,600	287,600	247,000	197,500			37	464,000	431,500	387,200	359,300	332,600	287,600	247,000	197,500
38	464,600	432,300	388,400	360,600	334,500	289,300	248,400	198,800			38	464,600	432,300	388,400	360,600	334,500	289,300	248,400	198,800
39	465,200	433,100	389,600	362,000	336,500	291,100	249,800	200,100			39	465,200	433,100	389,600	362,000	336,500	291,100	249,800	200,100
40	465,800	433,900	390,700	363,400	338,400	292,900	251,300	201,400			40	465,800	433,900	390,700	363,400	338,400	292,900	251,300	201,400
41	466,300	434,500	391,800	364,700	340,300	294,600	252,700	202,700			41	466,300	434,500	391,800	364,700	340,300	294,600	252,700	202,700
42	466,800	435,200	393,000	365,600	342,200	296,300	254,100	204,000			42	466,800	435,200	393,000	365,600	342,200	296,300	254,100	204,000

43	467,200	435,900	394,200	366,700	344,000	297,900	255,500	205,300			43	467,200	435,900	394,200	366,700	344,000	297,900	255,500	205,300
44	467,500	436,600	395,300	367,800	345,900	299,500	256,800	206,600			44	467,500	436,600	395,300	367,800	345,900	299,500	256,800	206,600
45	467,800	437,400	396,000	368,600	347,400	301,200	258,000	207,800			45	467,800	437,400	396,000	368,600	347,400	301,200	258,000	207,800
46		438,200	396,700	369,500	348,800	302,900	259,300	209,100			46		438,200	396,700	369,500	348,800	302,900	259,300	209,100
47		438,600	397,400	370,400	350,300	304,500	260,700	210,400			47		438,600	397,400	370,400	350,300	304,500	260,700	210,400
48		439,300	398,100	371,300	351,800	306,200	262,000	211,700			48		439,300	398,100	371,300	351,800	306,200	262,000	211,700
49		439,800	398,700	372,200	353,400	307,300	263,300	212,800			49		439,800	398,700	372,200	353,400	307,300	263,300	212,800
50		440,200	399,300	373,000	354,200	308,800	264,400	213,900			50		440,200	399,300	373,000	354,200	308,800	264,400	213,900
51		440,600	399,800	373,800	355,400	310,300	265,700	214,900			51		440,600	399,800	373,800	355,400	310,300	265,700	214,900
52		441,000	400,200	374,600	356,400	311,900	267,000	216,000			52		441,000	400,200	374,600	356,400	311,900	267,000	216,000
53		441,400	400,600	375,300	357,300	313,500	268,000	217,100			53		441,400	400,600	375,300	357,300	313,500	268,000	217,100
54		441,800	400,900	376,000	358,400	315,100	269,100	218,100			54		441,800	400,900	376,000	358,400	315,100	269,100	218,100
55		442,200	401,200	376,700	359,300	316,700	270,400	219,000			55		442,200	401,200	376,700	359,300	316,700	270,400	219,000
56		442,500	401,500	377,400	360,400	318,200	271,700	220,000			56		442,500	401,500	377,400	360,400	318,200	271,700	220,000
57		442,800	401,800	377,900	361,300	319,700	272,800	220,600			57		442,800	401,800	377,900	361,300	319,700	272,800	220,600
58		443,200	402,100	378,500	362,000	320,900	273,800	221,500			58		443,200	402,100	378,500	362,000	320,900	273,800	221,500
59		443,500	402,400	379,100	362,700	322,100	274,800	222,300			59		443,500	402,400	379,100	362,700	322,100	274,800	222,300
60		443,800	402,700	379,800	363,400	323,300	275,900	223,200			60		443,800	402,700	379,800	363,400	323,300	275,900	223,200
61		444,100	403,000	380,200	363,800	324,000	277,100	223,900			61		444,100	403,000	380,200	363,800	324,000	277,100	223,900
62			403,300	380,900	364,400	324,900	278,100	224,900			62			403,300	380,900	364,400	324,900	278,100	224,900
63			403,600	381,500	365,100	325,700	279,000	225,700			63			403,600	381,500	365,100	325,700	279,000	225,700
64			403,900	382,100	365,800	326,500	280,000	226,600			64			403,900	382,100	365,800	326,500	280,000	226,600
65			404,200	382,500	366,100	327,400	280,700	227,300			65			404,200	382,500	366,100	327,400	280,700	227,300
66			404,500	383,100	366,800	327,800	281,600	228,100			66			404,500	383,100	366,800	327,800	281,600	228,100
67			404,800	383,700	367,500	328,500	282,300	229,000			67			404,800	383,700	367,500	328,500	282,300	229,000
68			405,100	384,300	368,200	329,300	283,200	230,100			68			405,100	384,300	368,200	329,300	283,200	230,100
69			405,300	384,700	368,500	330,100	284,200	230,800			69			405,300	384,700	368,500	330,100	284,200	230,800
70			405,600	385,200	369,100	330,800	285,000	231,500			70			405,600	385,200	369,100	330,800	285,000	231,500
71			405,900	385,700	369,800	331,500	285,800	232,100			71			405,900	385,700	369,800	331,500	285,800	232,100

			406,200	386,300	370,400	332,200	286,600	232,900			72			406,200	386,300	370,400	332,200	286,600	232,900	
			406,400	386,600	370,700	332,700	287,400	233,700			73			406,400	386,600	370,700	332,700	287,400	233,700	
			406,700	387,000	371,300	333,300	287,900	234,400			74			406,700	387,000	371,300	333,300	287,900	234,400	
			407,000	387,400	372,000	333,800	288,300	235,100			75			407,000	387,400	372,000	333,800	288,300	235,100	
			407,200	387,800	372,600	334,400	288,800	235,700			76			407,200	387,800	372,600	334,400	288,800	235,700	
			407,400	388,100	373,000	334,700	288,900	236,400			77			407,400	388,100	373,000	334,700	288,900	236,400	
			407,700	388,400	373,500	335,200	289,300	237,200			78			407,700	388,400	373,500	335,200	289,300	237,200	
			408,000	388,700	374,100	335,600	289,500	238,000			79			408,000	388,700	374,100	335,600	289,500	238,000	
			408,200	389,000	374,600	336,100	289,900	238,700			80			408,200	389,000	374,600	336,100	289,900	238,700	
			408,400	389,200	375,100	336,500	290,100	239,400			81			408,400	389,200	375,100	336,500	290,100	239,400	
			408,700	389,500	375,700	337,000	290,300	240,100			82			408,700	389,500	375,700	337,000	290,300	240,100	
			409,000	389,800	376,200	337,500	290,700	240,800			83			409,000	389,800	376,200	337,500	290,700	240,800	
			409,200	390,000	376,500	338,000	291,000	241,500			84			409,200	390,000	376,500	338,000	291,000	241,500	
			409,400	390,200	376,900	338,300	291,300	242,100			85			409,400	390,200	376,900	338,300	291,300	242,100	
			390,500	377,400	338,700	291,600	242,800			86				390,500	377,400	338,700	291,600	242,800		
			390,800	377,800	339,200	291,900	243,500			87				390,800	377,800	339,200	291,900	243,500		
			391,000	378,200	339,600	292,300	244,200			88				391,000	378,200	339,600	292,300	244,200		
			391,200	378,600	339,900	292,600	244,900			89				391,200	378,600	339,900	292,600	244,900		
			391,500	379,100	340,300	293,000	245,400			90				391,500	379,100	340,300	293,000	245,400		
			391,800	379,500	340,800	293,300	245,800			91				391,800	379,500	340,800	293,300	245,800		
			392,000	379,900	341,200	293,700	246,300			92				392,000	379,900	341,200	293,700	246,300		
			392,200	380,200	341,400	293,800	246,600			93				392,200	380,200	341,400	293,800	246,600		
					341,800	294,000				94				392,500	380,700	341,800	294,000			
					342,300	294,400				95				392,800	381,100	342,300	294,400			
					342,700	294,800				96				393,000	381,500	342,700	294,800			
					342,800	295,000				97				393,200	381,800	342,800	295,000			
					343,300	295,300				98				382,300	343,300	295,300				
					343,700	295,700				99				382,700	343,700	295,700				
					344,000	296,100				100				383,100	344,000	296,100				

					344,300	296,300				101						383,400	344,300	296,300	
101					344,700	296,600				102						383,900	344,700	296,600	
102					345,100	297,000				103						384,300	345,100	297,000	
103					345,500	297,300				104						384,700	345,500	297,300	
104					346,000	297,500				105						385,000	346,000	297,500	
105					346,400	297,800				106						346,400	297,800		
106					346,800	298,200				107						346,800	298,200		
107					347,200	298,500				108						347,200	298,500		
108					347,700	298,700				109						347,700	298,700		
109					348,100	299,100				110						348,100	299,100		
110					348,400	299,500				111						348,400	299,500		
111					348,700	299,800				112						348,700	299,800		
112					349,200	299,900				113						349,200	299,900		
113					300,200					114						349,600	300,200		
114					300,500					115						349,900	300,500		
115					300,900					116						350,200	300,900		
116					301,100					117						350,700	301,100		
117					301,300					118						351,100	301,300		
118					301,600					119						351,400	301,600		
119					301,900					120						351,700	301,900		
120					302,300					121						352,200	302,300		
121					302,500					122						352,600	302,500		
122					302,800					123						352,900	302,800		
123					303,100					124						353,200	303,100		
124					303,400					125						353,700	303,400		
125																			

再任用職員		389,100	356,000	314,300	288,900	273,800	254,400	214,400	186,900	
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

再任用職員		388,700	355,600	313,900	288,500	273,400	254,000	214,000	186,500	
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

改正後						改正前					
職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	325,500	266,300	219,800	151,900	再任用以外の職員	1	325,500	266,300	219,800	151,900
	2	327,500	268,100	221,400	153,700		2	327,500	268,100	221,400	153,700
	3	329,700	269,900	223,000	155,400		3	329,700	269,900	223,000	155,400
	4	331,900	271,700	224,600	157,100		4	331,900	271,700	224,600	157,100
	5	333,900	273,500	226,000	158,800		5	333,900	273,500	226,000	158,800
	6	336,100	275,300	227,600	160,500		6	336,100	275,300	227,600	160,500
	7	338,200	277,100	229,100	162,200		7	338,200	277,100	229,100	162,200
	8	340,400	278,800	230,700	164,000		8	340,400	278,800	230,700	164,000
	9	342,300	280,600	232,000	165,500		9	342,300	280,600	232,000	165,500
	10	344,400	282,500	233,500	167,400		10	344,400	282,500	233,500	167,400
	11	346,600	284,400	234,900	169,400		11	346,600	284,400	234,900	169,400
	12	348,700	286,200	236,100	171,300		12	348,700	286,200	236,100	171,300
	13	350,300	288,200	237,800	173,200		13	350,300	288,200	237,800	173,200
	14	352,300	290,000	239,200	175,100		14	352,300	290,000	239,200	175,100
	15	354,200	291,800	240,400	176,900		15	354,200	291,800	240,400	176,900
	16	356,200	293,700	241,800	178,800		16	356,200	293,700	241,800	178,800
	17	358,100	295,400	242,900	184,400		17	358,100	295,400	242,900	184,400
	18	360,100	297,100	244,100	186,000		18	360,100	297,100	244,100	186,000

	19	362,100	298,900	245,300	187,600			19	362,100	298,900	245,300	187,600	
	20	364,100	300,700	246,500	189,200			20	364,100	300,700	246,500	189,200	
	21	365,900	302,200	247,900	190,700			21	365,900	302,200	247,900	190,700	
	22	367,900	303,900	248,900	192,300			22	367,900	303,900	248,900	192,300	
	23	370,000	305,500	249,900	193,900			23	370,000	305,500	249,900	193,900	
	24	372,100	307,100	251,000	195,400			24	372,100	307,100	251,000	195,400	
	25	373,500	308,900	252,200	197,000			25	373,500	308,900	252,200	197,000	
	26	375,300	310,600	253,600	198,700			26	375,300	310,600	253,600	198,700	
	27	377,100	312,200	255,000	200,300			27	377,100	312,200	255,000	200,300	
	28	378,800	313,900	256,500	202,000			28	378,800	313,900	256,500	202,000	
	29	380,600	315,000	257,900	203,600			29	380,600	315,000	257,900	203,600	
	30	382,100	316,400	259,600	205,200			30	382,100	316,400	259,600	205,200	
	31	383,700	317,900	261,300	206,800			31	383,700	317,900	261,300	206,800	
	32	385,400	319,500	262,900	208,400			32	385,400	319,500	262,900	208,400	
	33	386,700	320,900	264,400	209,900			33	386,700	320,900	264,400	209,900	
	34	388,000	322,200	266,200	211,500			34	388,000	322,200	266,200	211,500	
	35	389,300	323,400	267,900	213,200			35	389,300	323,400	267,900	213,200	
	36	390,500	324,700	269,600	214,900			36	390,500	324,700	269,600	214,900	
	37	391,600	325,800	271,100	216,200			37	391,600	325,800	271,100	216,200	
	38	392,800	326,800	272,800	217,700			38	392,800	326,800	272,800	217,700	
	39	393,900	327,900	274,500	219,100			39	393,900	327,900	274,500	219,100	
	40	395,000	328,900	276,100	220,600			40	395,000	328,900	276,100	220,600	
	41	395,800	335,000	277,800	222,000			41	395,800	335,000	277,800	222,000	
	42	396,600	336,800	279,400	223,400			42	396,600	336,800	279,400	223,400	
	43	397,400	338,500	281,100	224,700			43	397,400	338,500	281,100	224,700	
	44	398,200	340,300	282,800	226,000			44	398,200	340,300	282,800	226,000	
	45	398,600	342,000	284,300	227,400			45	398,600	342,000	284,300	227,400	
	46	399,200	343,800	286,000	228,800			46	399,200	343,800	286,000	228,800	
	47	399,700	345,700	287,700	230,300			47	399,700	345,700	287,700	230,300	

		48	400,100	347,500	289,300	231,700			48	400,100	347,500	289,300	231,700	
		49	400,500	349,300	290,700	233,000			49	400,500	349,300	290,700	233,000	
		50	400,800	351,000	292,300	234,300			50	400,800	351,000	292,300	234,300	
		51	401,100	352,600	293,700	235,300			51	401,100	352,600	293,700	235,300	
		52	401,400	354,300	295,300	236,600			52	401,400	354,300	295,300	236,600	
		53	401,700	355,500	296,700	238,000			53	401,700	355,500	296,700	238,000	
		54	402,000	356,600	298,200	239,300			54	402,000	356,600	298,200	239,300	
		55	402,300	357,800	299,600	240,400			55	402,300	357,800	299,600	240,400	
		56	402,600	359,000	301,100	241,700			56	402,600	359,000	301,100	241,700	
		57	402,900	360,200	302,300	243,000			57	402,900	360,200	302,300	243,000	
		58	403,200	361,000	303,500	244,200			58	403,200	361,000	303,500	244,200	
		59	403,500	362,200	304,700	245,400			59	403,500	362,200	304,700	245,400	
		60	403,900	363,300	306,100	246,500			60	403,900	363,300	306,100	246,500	
		61	404,100	364,300	307,400	247,600			61	404,100	364,300	307,400	247,600	
		62	404,400	365,300	308,600	249,000			62	404,400	365,300	308,600	249,000	
		63	404,700	366,300	309,900	250,500			63	404,700	366,300	309,900	250,500	
		64	405,000	367,300	311,100	251,900			64	405,000	367,300	311,100	251,900	
		65	405,200	368,100	312,500	253,500			65	405,200	368,100	312,500	253,500	
		66		368,900	313,300	254,900			66		368,900	313,300	254,900	
		67		369,800	314,100	256,300			67		369,800	314,100	256,300	
		68		370,700	314,900	257,600			68		370,700	314,900	257,600	
		69		371,200	315,500	258,700			69		371,200	315,500	258,700	
		70		372,000	316,200	260,100			70		372,000	316,200	260,100	
		71		372,800	316,900	261,500			71		372,800	316,900	261,500	
		72		373,600	317,500	262,800			72		373,600	317,500	262,800	
		73		374,000	318,200	263,800			73		374,000	318,200	263,800	
		74		374,700	318,400	265,100			74		374,700	318,400	265,100	
		75		375,400	319,000	266,400			75		375,400	319,000	266,400	
		76		376,100	319,600	267,700			76		376,100	319,600	267,700	

		77		376,500	320,200	268,600			77		376,500	320,200	268,600	
		78		377,100	320,700	269,800			78		377,100	320,700	269,800	
		79		377,800	321,200	271,100			79		377,800	321,200	271,100	
		80		378,400	343,400	272,400			80		378,400	343,400	272,400	
		81		378,800	343,700	273,400			81		378,800	343,700	273,400	
		82		379,300	344,000	274,500			82		379,300	344,000	274,500	
		83		379,800	344,400	275,500			83		379,800	344,400	275,500	
		84		380,300	344,700	276,600			84		380,300	344,700	276,600	
		85		380,900	345,200	277,700			85		380,900	345,200	277,700	
		86		381,400	345,500	278,700			86		381,400	345,500	278,700	
		87		382,000	345,800	279,800			87		382,000	345,800	279,800	
		88		382,600	346,100	280,900			88		382,600	346,100	280,900	
		89		383,100	346,500	281,700			89		383,100	346,500	281,700	
		90		383,600	346,800	282,400			90		383,600	346,800	282,400	
		91		384,100	347,200	282,900			91		384,100	347,200	282,900	
		92		384,600	347,500	283,700			92		384,600	347,500	283,700	
		93		384,900	347,900	284,500			93		384,900	347,900	284,500	
		94		385,400	348,200	285,100			94		385,400	348,200	285,100	
		95		385,800	348,500	285,700			95		385,800	348,500	285,700	
		96		386,200	348,800	286,300			96		386,200	348,800	286,300	
		97		386,600	349,100	287,000			97		386,600	349,100	287,000	
		98			349,500	287,500			98			349,500	287,500	
		99			349,900	287,900			99			349,900	287,900	
		100			350,300	288,300			100			350,300	288,300	
		101			350,800	288,500			101			350,800	288,500	
		102			351,200	288,700			102			351,200	288,700	
		103			351,600	288,900			103			351,600	288,900	
		104			352,000	289,100			104			352,000	289,100	
		105			352,500	289,500			105			352,500	289,500	

				289,700				106				352,900	289,700		
				289,900				107				353,300	289,900		
				290,100				108				353,700	290,100		
				290,500				109				354,200	290,500		
				290,700				110				354,600	290,700		
				290,900				111				355,000	290,900		
				291,200				112				355,400	291,200		
				291,600				113				355,900	291,600		
				291,900				114					291,900		
				292,100				115					292,100		
				292,400				116					292,400		
				292,700				117					292,700		
				292,900				118					292,900		
				293,100				119					293,100		
				293,400				120					293,400		
				293,700				121					293,700		
再任用職員				322,000	281,300	256,100	214,500					322,000	281,300	256,100	214,500
備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。								備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。							

議案第 7 号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

○職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号） 新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第8条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第7条の2</u> ）
第2章 鉄道賃等の額（ <u>第9条—第16条</u> ）	第2章 鉄道賃等の額（ <u>第8条—第16条の2</u> ）
第3章 退職者、遺族等の旅費（第17条・第18条）	第3章 退職者、遺族等の旅費（第17条・第18条）
第4章 雜則（第19条— <u>第21条</u> ）	第4章 雜則（第19条— <u>第20条</u> ）
附則	附則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき</u> 、公務のため旅行する本市職員等に対し支給する旅費に關し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、公務のため旅行する本市職員等に対し支給する旅費に關し必要な事項を定めるものとする。
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 職員 <u>地方自治法第204条第1項に規定する職員</u> をいう。	(1) 職員 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する職員</u> をいう。

改正後	改正前
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、 <u>地方公務員法</u> 第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、前項の規定による旅費は、支給しない。	3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u> 第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、前項の規定による旅費は、支給しない。
4～6 (略)	4～6 (略)
(旅行命令等)	(旅行命令等)
第4条 (略)	第3条の2 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
(旅費の種類)	(旅費の種類)
第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。	第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。
2～4 (略)	2～4 (略)
5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支給する。	5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、 <u>路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額</u> により支給する。
	6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

改正後	改正前
6 (略)	7 (略)
7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。	8 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
(旅費の計算)	(旅費の計算)
<u>第6条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
<u>第7条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(削る)	<u>第7条 1日の旅行において、日当について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。</u>
(旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)
<u>第8条</u> (略)	<u>第7条の2</u> (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(鉄道賃)	(鉄道賃)
<u>第9条</u> 鉄道賃の額は、 <u>次の各号に規定する旅客運賃</u> （以下この条において「 <u>運賃</u> 」という。）、急行料金及び座席指定料金による。	<u>第8条</u> 鉄道賃の額は、 <u>次に規定する旅客運賃</u> （以下この条において「 <u>運賃</u> 」という。）、急行料金及び <u>特別車両料金</u> （これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。
	<u>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u>
	<u>ア 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の職務にある者について</u>

改正後	改正前
<p>(1) その乗車に要する運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p>	<p><u>は、1等の運賃</u></p> <p><u>イ 特1等級以下の職務にある者については、2等の運賃</u></p> <p>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、<u>次に規定する急行料金</u></p> <p>ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金</p> <p>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</p> <p>(4) 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の職務にある者が第2号の規定に該当する線路で旅行する場合において、旅行命令権者が特別車両料金を徴する客車による旅行を特に必要と認める場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(船賃)</p> <p>第10条 船賃の額は、<u>次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金</u>による。</p> <p>(1) <u>その乗船に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、座席指定料金</u></p>	<p>(船賃)</p> <p>第9条 船賃の額は、<u>次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の職務にある者について</u> <u>は、上級の運賃</u></p> <p>イ <u>2等級以上の職務にある者については、中級の運賃</u></p> <p>ウ <u>3等級以下の職務にある者については、下級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の職務にある者について</u> <u>は、上級の運賃</u></p> <p>イ <u>特1等級以下の職務にある者については、下級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p>

改正後	改正前
(航空賃)	(航空賃)
<u>第11条</u> (略)	<u>第9条の2</u> (略)
(車賃)	(車賃)
<u>第12条</u> 車賃の額は、 <u>現に支払った実費額</u> による。	<u>第10条</u> 車賃の額は、 <u>別表に定めるところ</u> による。
(削る)	(日当)
	<u>第11条</u> <u>日当の額は、別表の定額</u> による。
	<u>2 隣接府県への旅行の場合の日当の額は、公務上の必要その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額</u> による。
(宿泊料)	(宿泊料)
<u>第13条</u> 宿泊料の額は、 <u>1夜につき12,000円</u> とする。	<u>第12条</u> 宿泊料の額は、 <u>別表の定額</u> による。
2 (略)	2 (略)
(食卓料)	(食卓料)
<u>第14条</u> 食卓料の額は、 <u>1夜につき2,000円</u> とする。	<u>第13条</u> 食卓料の額は、 <u>別表の定額</u> による。
2 (略)	2 (略)
(削る)	(日額旅費)
	<u>第14条 第4条第1項に掲げる旅費に代えて日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを市長が適</u>

改正後	改正前
	<p><u>当と認めたものとする。</u></p> <p>(1) <u>引き続き 6 日以上の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</u></p> <p>2 <u>日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第 4 条第 1 項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u></p>
(削る)	<p><u>(月額旅費)</u></p> <p>第15条 <u>常時現場を巡回し又は常時出張する必要がある職員については、市長は、特にその旅費額を定め、月額旅費を支給することができる。</u></p>
(特定旅費)	<p><u>(特定旅費)</u></p> <p>第16条 <u>大阪府内における出張については、鉄道賃又は車賃を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、第13条に定める宿泊料の 2 分の 1 に相当する額の宿泊料を別に支給する。</u></p>
(外国旅行の旅費)	<p><u>(外国旅行の旅費)</u></p> <p>第16条の 2 <u>(略)</u></p>
<u>(旅費の特例)</u>	
第20条 <u>職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第 3 項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による</u>	

改正後	改正前																				
<p>旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(削る)</p>																					
	<p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p><u>別表</u> (第10条—第13条関係)</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>車賃</th><th>日当 (1日につき)</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th><th>食卓料 (1夜につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長、副市長、教育長及び水道事業管理者</td><td>実費</td><td>円 3,000</td><td>円 12,000</td><td>円 2,000</td></tr> <tr> <td>3等級以上の職務にある者</td><td>実費</td><td>2,500</td><td>12,000</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td>その他の職務にある者</td><td>実費</td><td>2,000</td><td>12,000</td><td>2,000</td></tr> </tbody> </table>	区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長、副市長、教育長及び水道事業管理者	実費	円 3,000	円 12,000	円 2,000	3等級以上の職務にある者	実費	2,500	12,000	2,000	その他の職務にある者	実費	2,000	12,000	2,000
区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																	
市長、副市長、教育長及び水道事業管理者	実費	円 3,000	円 12,000	円 2,000																	
3等級以上の職務にある者	実費	2,500	12,000	2,000																	
その他の職務にある者	実費	2,000	12,000	2,000																	

○議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

（附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項の規定による旅費の支給に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）の例による。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項の規定による旅費の支給に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号。<u>以下「旅費条例」という。）別表中市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の例による。</u></p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、旅費の支給に関しては、旅費条例の規定を準用する。</u></p>

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

（附則第4項関係）

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第4条 別表第1に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）の例により旅費を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第4条 別表第1に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）<u>別表中市長、副市長、教育長及び水道事業管理者</u>の例により旅費を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>

議案第 8 号

市営火葬場条例の一部改正について

○市営火葬場条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 14 号） 新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条の2 この条例は、市営火葬場（附属設備を含む。以下「 <u>火葬場</u> 」と いう。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条の2 この条例は、市営火葬場（附属設備を含む。）及び祭壇（以下 「 <u>火葬場等</u> 」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。
(使用の許可)	(使用の許可)
第2条 <u>火葬場</u> を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければなら ない。	第2条 <u>火葬場等</u> を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければなら ない。
(使用料)	(使用料)
第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、 <u>別表</u> に掲げる使用料を 納付しなければならない。	第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、 <u>別表第1</u> 及び <u>別表第2</u> に掲げる使用料を納付しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(使用の条件)	(使用の条件)
第6条 市長は、 <u>火葬場</u> の使用について条件を付し、又は第3条の規定によ る使用料のほか、必要と認める経費を徴収することができる。	第6条 市長は、 <u>火葬場等</u> の使用について条件を付し、又は第3条の規定によ る使用料のほか、必要と認める経費を徴収することができる。
<u>別表</u> （第3条関係）	<u>別表第1</u> （第3条関係） <u>火葬場等使用料</u>

改正後			改正前		
区分	料金	備考	区分	料金	備考
大人（10歳以上）	8,000円	死亡した者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていないときは、 <u>50,000円</u> とする。	大人（10歳以上）	8,000円	死亡した者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていないときは、 <u>40,000円</u> とする。
小人（10歳未満）	6,000円	同上	小人（10歳未満）	6,000	同上

別表第2（第3条関係）

祭壇等使用料

区分	料金
仏式祭壇	特大 40,000円
	大 30,000
	中 12,000
	小 6,000
神式祭壇	12,000
マイク、アンプ一式	2,000
テント一張	2,000

議案第 9 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等に係る譲渡所得等の金額</u>（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租</p>

改正後	改正前
<p>金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)</u>第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
2 (略)	2 (略)
(保険料の減額) 第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超えるときは、540,000円)とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世	(保険料の減額) 第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超えるときは、540,000円)とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世

改正後	改正前
<p>帶に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>帶に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、<u>また、</u>所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p>

改正後	改正前
るものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	
ア・イ (略)	ア・イ (略)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)

議案第 10 号

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

○藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号） 新旧対照表

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法 <u>第6条の4</u> に規定する里親以外のものをいう。	3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法 <u>第6条の4第1項</u> に規定する里親以外のものをいう。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
4 (略)	4 (略)

議案第 11 号

藤井寺市空家等対策協議会条例の制定について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 17 号） 新旧対照表
(附則第 2 条関係)

改正後		改正前	
別表第 1 (第 2 条、第 4 条関係)		別表第 1 (第 2 条、第 4 条関係)	
区分		報酬額	
(略)			
景観審議会委員	日額	9,500円	
空家等対策協議会委員	日額	9,500円	
(略)			